

秋田市アンダー35正社員化促進事業補助金 よくあるご質問 Q A 集

【事業主に関する事項】

Q 1 本店、支店、営業所等は、同一の事業所と考えて良いのか。

A 本事業においては、一つの法人が複数の支店等を有している場合、同一経営であれば一つの事業所とみなします。

Q 2 個人事業主は、補助対象となるか。

A 対象事業主は、市内に事業所を有する法人としており、個人事業主は補助対象となりません。

Q 3 労働局に就業規則の届出義務がない小規模法人の場合でも、就業規則等の写しを提出しなければいけないのか。

A 正規雇用の内容を確認する必要がありますので、就業規則又はこれに準ずる規程、労働協約等を提出していただきます。

Q 4 温泉施設の管理業務を行っており、外部からのコンパニオン受入れもあることから、風営法第2条第1項第2号（接待飲食等営業（料理店・社交飲食店等））の営業許可を受けている場合、対象事業主となるか。

A ホテル・旅館、保養施設等が、風俗営業の許可を取得している場合であっても、風俗営業を直接的に営んでいないことが確認できれば、補助対象となります。

【非正規雇用に関する事項】

Q 5 短時間正社員を「準社員」、職務限定正社員を「無期雇用社員」と称しているが、交付対象となるのか。

A 準社員または無期雇用社員の待遇が、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第1項に規定する通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員に該当するのであれば、社内での呼称に関わらず、補助対象となります。

Q 6 6か月間の試用期間を定めて採用したが、非正規雇用の労働契約は交わしていない場合、補助対象となるのか。

A 試用期間については、一般的に採用時点において正規雇用の扱いとなっており、一定期間後の本採用が確約されているものと捉えています。よって、非正規雇用としての労働契約が交わされていなければ、補助対象となりません。

Q 7 対象となる非正規雇用は、どのような雇用形態なのか。

- A ア 労働契約を結んだ派遣元の指示で派遣先へ赴き、派遣先の指揮命令を受けて働く「派遣労働者」
イ 雇用期間の定めがある契約社員、パート社員、非常勤社員、嘱託社員など、就業規則等において正規雇用として扱われていない「有期契約労働者」
ウ 無期労働契約を締結し雇用される者であって正社員以外の者

ただし、学生が在学中のアルバイト先で正社員登用される場合や、正規雇用者が副業先の職場において正社員登用される場合は対象となりません。

【正規雇用に関する事項】

Q 8 正規雇用の判断基準は何か。

A 本事業において、正規雇用は、次のすべての要件を満たすものとし、就業規則等を確認のうえ、適否を判断することになります。

- ① 雇用期間の定めがないこと。
- ② 雇用保険の被保険者であること。
- ③ 社会保険の被保険者であること。
- ④ 次のいずれかに該当する正社員の待遇であり、その待遇が就業規則等に規定されていること。

ア 通常の労働者

イ 勤務地限定正社員

ウ 職務限定正社員

エ 短時間正社員（所定労働時間が1週間当たり30時間以上である者。ただし、子育て、介護等の特段の事情がある場合を除く。）

Q9 賞与や退職金がなくても正規雇用にあたるのか。

A Q8に記載する条件と就業規則、給与規程等を確認のうえ、判断することとなります。

Q10 正規雇用転換後、市外の支店に転勤となった場合はどうなるか。

A 本市の住民であれば、対象となります。

Q11 正規雇用への転換方法に基準はあるか。

A 正規雇用転換の方法について、基準は定めていません。面接や試験など適切な審査方法により、正規雇用転換を決定してください。

【申請に関する事項】

Q12 国のキャリアアップ助成金と併せて受給できるのか。

A 秋田市アンダー35正社員化促進事業補助金と、国のキャリアアップ助成金の両方を受給することは可能です。

ただし、国のキャリアアップ助成金は、事前にキャリアアップ計画を策定し認定を受けることが要件となりますので、詳しくは、厚生労働省のホームページ又はハローワーク秋田にお問い合わせください。

Q13 「正規雇用転換から60日以内」となっている申請期間を経過してしまった場合、どうなるのか。

A 申請期間を経過した場合、当該年度については補助対象となりませんが、2年目以降の申請は可能ですので、担当までお問い合わせください。

以上、平成28年3月8日掲載分